# 定められた命令等及び根拠法令条項の一覧表

| | 定められた命令等の題名 | 根拠法令条項 |
|---|---|---|
| (1) | 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令（令和８年総務省令第 90 号） | 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第６条第８項、第７条第１項第４号、第 27 条の４第３号、第 27 条の 20 の３第 11 項、第 38 条及び第 61 条 |
| (2) | コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信の無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五 MHz を超え二、五七五 MHz 以下及び二、五九五 MHz を超え二、六四五 MHz 以下の周波数の電波を使用するものについて同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件の一部を改正する件（令和８年総務省告示第 267 号） | 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第８条第１項 |
| (3) | 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する件（令和８年総務省告示第 268 号） | 電波法施行規則別表第１号の３第１の表 21 の項及び第２の表２の項 |
| (4) | 再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件の一部を改正する件（令和８年総務省告示第 269 号） | 無線局免許手続規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号)第 18 条第２項 |
| (5) | 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（令和８年総務省告示第 270 号） | 登録検査等事業者等規則(平成９年郵政省令第 76 号)第 17 条及び別表第５号第３の３（２） |

| | | |
|---|---|---|
| (6) | 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件(令和８年総務省告示第 271 号) | 登録検査等事業者等規則第 20 条 |
| (7) | 無線設備規則第十四条の二第一項第二号等の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（令和８年総務省告示第 272 号） | 無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第 14 条の２第１項第２号及び第２項第２号 |
| (8) | 無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号ヘ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件の一部を改正する件（令和８年総務省告示第 273 号） | 無線設備規則第 49 条の６の９第１項第１号ヘ、第 49 条の６の 10 第１項第１号ヘ、第 49 条の６の 12 第１項第１号ヘ及び第２項第１号ヘ、第 49 条の６の 13 第１項第１号ヘ、第 49 条の 29 第１項第１号ホ並びに第 49 条の 29 の２第１項第１号ホ |
| (9) | 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令（令和８年総務省訓令第 36 号） | 電波法第７条、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第５条第１項 |